

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示	ページ
字の区域の変更(五六九、五七〇・市町村課).....	1
道路の供用開始(五七一、五七二・道路環境課).....	3
道路区域の変更(五七三、五七五・道路環境課).....	3
河川区域の変更による廃川敷地等(五七六・河川課).....	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定(五七七・砂防課).....	5
公の施設における指定管理者の指定(五七八・港湾空港課).....	6
開発工事に関する工事の完了(五七九・由利地域振興局建設部).....	6
建築基準法による道路位置の指定(五八〇・平鹿地域振興局建設部).....	6
証紙売りさばきの廃止の届出(五八一・会計課).....	6
証紙売りさばき人の指定(五八二・会計課).....	7
公告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(県民文化政策課).....	7
県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(管財課).....	7
教育委員会告示	
教育委員会会議の開催(九).....	8

告示

秋田県告示第五百六十九号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、大曲市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五

号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年七月六日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大曲市清水字南大吹 一〇三から一〇五まで、一〇六の二、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇の二、一一一、一一二の二、一一三の二、一一四の二、一一五の二、一一六の二、一一七の二、一一八、一一九の二、一二〇の二、一二一、一二二の二、一二三の二、一二四の二、一二五の二、一二六の二、一二七の二、一二八、一二九の二、一三〇の二、一三一、一三二の二、一三三の二、一三四の二、一三五の二、一三六の二、一三七の二、一三八、一三九、一四〇の二、一四一、一四二の二、一四三の二、一四四の二、一四五の二、一四六の二、一四七の二、一四八の二、一四九の二、一五〇の二、一五一、一五二の二、一五三の二、一五四の二、一五五の二、一五六の二、一五七の二、一五八、一五九の二、一六〇の二、一六一、一六二の二、一六三の二、一六四の二、一六五の二、一六六の二、一六七の二、一六八、一六九の二、一七〇の二、一七一、一七二の二、一七三の二、一七四の二、一七五の二、一七六の二、一七七の二、一七八、一七九の二、一八〇の二、一八一、一八二の二、一八三の二、一八四の二、一八五の二、一八六の二、一八七の二、一八八、一八九の二、一九〇の二、一九一、一九二の二、一九三の二、一九四の二、一九五の二、一九六の二、一九七の二、一九八、一九九の二、二〇〇の二、二〇一、二〇二の二、二〇三の二、二〇四の二、二〇五の二、二〇六の二、二〇七の二、二〇八の二、二〇九の二、二一〇の二、二一一、二一二の二、二一三の二、二一四の二、二一五の二、二一六の二、二一七の二、二一八、二一九の二、二二〇の二、二二一、二二二の二、二二三の二、二二四の二、二二五の二、二二六の二、二二七の二、二二八、二二九の二、二三〇の二、二三一、二三二の二、二三三の二、二三四の二、二三五の二、二三六の二、二三七の二、二三八、二三九、二四〇の二、二四一、二四二の二、二四三の二、二四四の二、二四五の二、二四六の二、二四七の二、二四八の二、二四九の二、二五〇の二、二五一、二五二の二、二五三の二、二五四の二、二五五の二、二五六の二、二五七の二、二五八、二五九の二、二六〇の二、二六一、二六二の二、二六三の二、二六四の二、二六五の二、二六六の二、二六七の二、二六八、二六九の二、二七〇の二、二七一、二七二の二、二七三の二、二七四の二、二七五の二、二七六の二、二七七の二、二七八、二七九の二、二八〇の二、二八一、二八二の二、二八三の二、二八四の二、二八五の二、二八六の二、二八七の二、二八八、二八九の二、二九〇の二、二九一、二九二の二、二九三の二、二九四の二、二九五の二、二九六の二、二九七の二、二九八、二九九の二、三〇〇の二、三〇一、三〇二の二、三〇三の二、三〇四の二、三〇五の二、三〇六の二、三〇七の二、三〇八の二、三〇九の二、三一〇の二、三一〇、三一一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部	大曲市四ツ屋字東田
大曲市横堀字星宮 七九一、七九二、七九四の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	大曲市高関上郷字谷地

秋田県告示第五百七十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、雄勝郡東成瀬村の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十六年七月六日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
雄勝郡東成瀬村樺川字東山外3国有林一五林班ぬ一小班の次の座標ヲ四から座標ヲ四ノ一までの点を順次結ぶ線及び座標ヲ四の点と座標ヲ四ノ一の点とを結ぶ線で囲	雄勝郡東成瀬村樺川字仁郷山

座標	△四四一ノ五北緯 三九度〇〇分二一秒八二八八 東経一四〇度四三分五七秒一四五二
----	--

雄勝郡東成瀬村椿川字東山外3国有林一三林班ろ一小班の次の座標シ一五六から座標シ一五六ノ一までの点を順次結ぶ線及び座標シ一五六の点と座標シ一五六ノ一の点とを結ぶ線で囲まれる区域

座標	シ一五六 北緯 三八度五九分五〇秒一〇三〇 東経一四〇度四五分〇九秒〇一五〇
座標	シ一五七 北緯 三八度五九分四九秒九五五五 東経一四〇度四五分〇九秒〇八〇五
座標	シ一五八 北緯 三八度五九分四九秒三〇七三 東経一四〇度四五分〇九秒二六五七
座標	シ一五九 北緯 三八度五九分四八秒九四四一 東経一四〇度四五分一〇秒三〇七六
座標	シ一五六ノ四北緯 三八度五九分四九秒〇一四九 東経一四〇度四五分〇九秒八六二四
座標	シ一五六ノ三北緯 三八度五九分四八秒九六四九 東経一四〇度四五分〇九秒三三五一
座標	シ一五六ノ二北緯 三八度五九分四九秒二九〇一 東経一四〇度四五分〇八秒七九三六
座標	シ一五六ノ一北緯 三八度五九分四九秒八七七七 東経一四〇度四五分〇八秒六六二九

秋田県告示第五百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年七月六日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
-------	-----	---	---

一般国道	百七号	平鹿郡山内村大沢字矢櫃六〇番一から六四番九地先まで
------	-----	---------------------------

二 供用開始の期日 平成十六年七月六日
三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十六年七月六日から同月二十日まで

秋田県告示第五百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年七月六日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
県道	湯沢雄物川大曲線	平鹿郡雄物川町薄井字船沼東七二番六から字上薄井七四番一地先まで	

二 供用開始の期日 平成十六年七月六日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十六年七月六日から同月二十日まで

秋田県告示第五百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年七月六日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道 道	道路の種類		路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧		B	A		
	新	旧	仁賀保矢島館合線	B	A	五・五〇〇〇四七・〇〇〇	一・〇九〇
				由利郡矢島町城内字花立九六番一〇地先から荒沢字上濁川八九番一〇地先まで	由利郡矢島町城内字花立九六番一〇地先から荒沢字上濁川八九番一〇地先まで		
	新	旧	仁賀保矢島館合線	B	A	五・五〇〇〇四七・〇〇〇	一・〇九〇
				由利郡矢島町城内字花立九六番一〇地先から荒沢字上濁川八九番一〇地先まで	由利郡矢島町城内字花立九六番一〇地先から荒沢字上濁川八九番一〇地先まで		

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十六年七月六日から同月二十日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年七月六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第五百七十四号

一 道路の区域

道 道	道路の種類		路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧		B	A		
	新	旧	象潟矢島線	B	A	五・五〇〇〇四七・〇〇〇	一・〇九〇
				由利郡矢島町城内字花立九六番一〇地先から荒沢字上濁川八九番一〇地先まで	由利郡矢島町城内字花立九六番一〇地先から荒沢字上濁川八九番一〇地先まで		
	新	旧	象潟矢島線	B	A	五・五〇〇〇四七・〇〇〇	一・〇九〇
				由利郡矢島町城内字花立九六番一〇地先から荒沢字上濁川八九番一〇地先まで	由利郡矢島町城内字花立九六番一〇地先から荒沢字上濁川八九番一〇地先まで		

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十六年七月六日から同月二十日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年七月六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第五百七十五号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道			田沢湖停車場線	仙北郡田沢湖町生保内字男坂一〇六番二地先から一〇二番二地先まで	一六・〇〇〇〇	一六・〇〇〇〇	〇・〇五六
			田沢湖停車場線	仙北郡田沢湖町生保内字男坂一〇六番二地先から一〇二番二地先まで	一六・〇〇〇〇	一六・〇〇〇〇	〇・〇五六

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年七月六日から同月二十日まで

秋田県告示第五百七十六号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年七月六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 河川の名称 一級河川 綴子川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十六年六月十六日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位置	種類	面積
北秋田郡鷹巣町坊沢字柳生二十三番二、同字海老留百七番一及び同字川添九十番七、九十二番四	土地	三八三・二二平方メートル

四 その他
関係図面は、建設交通部河川課及び北秋田地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

河川法施工法(昭和三十九年法律第百六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第五百七十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成十六年七月六日

秋田県知事 寺田典城

区域名	区		地域番
	郡市町村	大字字	
薬師山	北秋田郡鷹巣町今泉字今泉		六七番の一部(次の図に示す部分に限る。)、六九番の一部(次の図に示す部分に限る。)、七〇番の一部(次の図に示す部分に限る。)、七一番の一部(次の図に示す部分に限る。)、七三番の一部(次の図に示す部分に限る。)、七五番の一部(次の図に示す部分に限る。)、七六番の一部(次の図に示す部分に限る。)、七八番の一部(次の図に示す部分に限る。)、七九番の一部(次の図に示す部分に限る。)、八〇番の一部(次の図に示す部分に限る。)
	北秋田郡鷹巣町今泉字上野		五五番二の一部(次の図に示す部分に限る。)

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部砂防課及び関係振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第五百七十八号

秋田県港湾施設管理条例(昭和三十四年秋田県条例第十九号)第十三条第三項の規定により、次のとおり船川港金川多目的広場の指定管理者を指定したので、同条例第二十条の規定に基づき、公告する。

平成十六年七月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 指定管理者の住所及び名称

男鹿市船川港船川字泉台六十六番地の一

男鹿市

二 指定の期間

平成十六年八月一日から平成二十一年三月三十一日まで

秋田県告示第五百七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年三月十日付け指令由建 三三三三七二二号で許可した開発行為(第一工区)に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年七月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号

イオン株式会社 代表執行役 岡 田 元 也

秋田県告示第五百八十号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。

平成十六年七月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

二 開発区域(第一工区)に含まれる地域の名称

本荘市石脇字尾花沢一番一、二番一、一番二、二番二、三番二、四番二、五十七番百八十二、五十七番百八十五、三番一、四番一、五番一、六番一、七番一、八番一、八番二、十番一、十番二、五十七番百十六、五十七番百二、五十七番百三、五十七番百四、五十七番百十、五十七番百十六、五十九番二、六十二番一、六十二番二、六十二番三、五十七番百一、五十七番百二十九、五十七番百三十八、五十七番百四十、五十七番百四十一、字田頭百七十六番一、百七十七番、百七十八番、百七十九番、二百六番二十六、百八十番、二百六番二十八、二百六番二十九、百八十一番一、二百五番、二百四番、二百六番二十七、字田尻一番、一番九十二、一番九十三、一番九十九、三番五十八、三番七十九、一番九十四、一番九十五、一番九十六、一番九十七、一番九十八、一番九十九、一番百一、一番百二十一、一番百一、一番百一、一番百二、一番百三、一番百四、一番百五、一番百六、一番百七、一番百八、一番百十、一番百十二、一番百十三、一番百十四、一番百十五、一番百十六、一番百十七、一番百十八、三番五十九、三番六十、三番六十一、三番六十二、三番六十四、三番六十六、二十番九、二十番十三、字田中一番、二番、四十四番、三番、四番一、四十三番、四十六番、四十一番、四十五番、四十二番、八十三番、百三十七番、百三十八番 以上九十六筆

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
大曲市四ツ屋字上古道七十九番地 有限会社 伊藤住宅 取締役 伊藤 照男	横手市横手町字六ノ口二十四番一の一部、四十一番の一部、四十二番の一部、四十三番六、四十一番地先水路、四十一番地先道路、四十一番地先水路	一一・五八メートル	六・〇〇〇六・一九メートル	平成十六年六月二十五日

秋田県告示第五百八十一号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第五項の規定により、

証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十六年七月六日

秋田県知事 寺田典城

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名
男鹿市船川港船川栄町二十四番地 澤木 美弥子

秋田県告示第五百八十二号

秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばきを指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十六年七月六日

秋田県知事 寺田典城

証紙売りさばき人の住所及び氏名 男鹿市船川港船川字船川百五十八番地 澤木 武子	売りさばき場所 男鹿市船川港船川栄町二十四番地	指定年月日 平成十六年六月二十九日
---	----------------------------	----------------------

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年七月六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日
平成十六年六月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人秋田県IT基盤協会
- 三 代表者の氏名
高橋 実
- 四 主たる事務所の所在地

鹿角市

五 定款に記載された目的

この法人は、秋田県民、及びIT利用者に対して秋田県情報ハイウェイ利活用促進など高度なIT基盤普及促進に関する事業を行いIT及び関連業務によるまちづくりに寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

副理事長の廃止による関連条項の整備

県有財産の売却について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年七月六日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目等	面積(m ²)	予定価格(円)
一	小坂町小坂鉾山字尾樽部一六番六	宅地 建物	一六五・〇一 六七・七四	一、七〇〇、〇〇〇
二	大館市中道二丁目四番	宅地	二、〇六三・三九	公表しない
三	大館市花岡町字大森野三三番一七	宅地 建物	二二九・五〇 四九・六八	一、一三〇、〇〇〇
四	大館市花岡町字大森野三三番一二	宅地 建物	二二九・三四 四九・六八	一、一一〇、〇〇〇

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
	秋田県鹿角地域振興局総務	平成十六年七月六日(火)から同月十

一	企画部総務経理課 (電話〇一八六 二二〇 四五六)	五日(木)まで(土曜日及び日曜日を 除く。)の午前九時から午後五時まで
二 三 四	秋田県北秋田地域振興局大 館地区総合事務所 (電話〇一八六 四九二 二二四)	平成十六年七月六日(火)から同月十 五日(木)まで(土曜日及び日曜日を 除く。)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
一	秋田県鹿角地域振興局大会 議室	平成十六年七月十六日(金) 午前十一 時
二 三 四	秋田県北秋田地域振興局大 館地区総合事務所会議室	平成十六年七月十六日(金) 午後一時 三十分

四 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法
施行令第六十七条の四の規定に該当する者を除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

- (一) 個人の場合
 - 印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
- (二) 法人の場合
 - 印鑑及び登記簿の謄本

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした
持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条に規定するところ
による。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

八 その他
詳細に関しては、秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三六)に照会
のこと。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第九号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十六年七月六日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

一 日時 平成十六年七月八日 午前十時四十分

二 場所 教育委員会委員室

三 案件

(一) 秋田県心身障害児就学審議会委員の任命

(二) 秋田県立図書館協議会委員の任命

(三) その他

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubaransetu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄